

# **食品安全強化法(最終主要規則)** **～ヒト向け及び動物向け食品に係る 衛生的な輸送に関する規則～**

2016年4月  
ジェトロ・シカゴ事務所

2016年4月5日、ヒト向け及び動物向け食品に係る衛生的な輸送に関する規則が公表された。米国内での陸路輸送（トラック・鉄道車両）に関して、特に輸送業務（輸送・積み込み等）の際に、外部環境にさらされることで、食品汚染が発生することを防止するため、出荷業者を中心に、運搬に関わる業者が対応すべき内容・手順をまとめた規則といえる。（適用開始：小規模事業者を除き原則2017年4月以降）

○規則適用対象は、完全に包装がなされていない食品（バルク輸送の食品等）・包装済み食品であっても温度管理が必要な食品（要冷蔵食品等）に限定。

○食品の種類は、上記適用対象に該当すれば、水産物、アルコール飲料、ジュース類も含むなど幅広い。追加加工の必要な食品も含む。

○規則適用の対象となる輸送業務は、運搬・積み込み・積み下ろし、清掃、検査、メンテナンスなど幅広いが、いずれも、米国内で輸送されるトラック・鉄道車両など陸路輸送のものに限定。

（※）個人販売向けの小包み輸送のようなものは含まない。また平均年間収入50万ドル未満の事業者や運搬業者としての農場は適用対象外。

○出荷業者にその後の輸送業務に係る各種衛生管理などに関する指示を出させる仕組みとするなど、出荷業者の役割を大きくしている。米国外であっても、米国内の輸送業務に指示できる立場にある出荷業者（輸出業者、食品製造メーカーなど）は同規則上の出荷業者に該当の可能性あり。

○輸送車両や設備の衛生管理、輸送業務中の衛生管理についての指示は出荷業者が出す必要がある一方、実際の温度管理状況や車両の清掃状況等まで運搬業者が出荷業者や受領業者に示させるかなどは、出荷業者と運搬業者の契約内容に応じた判断とするなど、一定の裁量を運搬に関わる関係者に付与している。

（※）各種記録文書（出荷業者からの指示書、出荷業者・運搬業者間の契約書等）は契約終了後12ヶ月間保存。行政当局の求めに応じて提出の必要あり。

○出荷業者は各種役割を他の業者に分担することも可能なほか、出荷・運搬・積み込みなど全体の工程を一つの仕様でまとめて管理することも可能。同一業者が複数の役割（出荷・積み込み・運搬など）を担うことも想定。

○出荷業者・運搬業者・積み込み業者・受領業者問わず、問題を発見した者が、しかるべき対応を講じる。

- 温度管理が必要な食品・バルク輸送等非密閉状態で輸送される食品に限定。
- 食品の種類は、水産物、アルコール飲料、ジュース類も含むなど、幅広く、追加加工の必要な食品も含む。

**受領業者**

- 温度管理が必要なもの
- ・ 食品温度、車内温度、官能検査(臭い等)

**運搬業者**

**【出荷業者の指示書に基づいて】**

- ① 指示書の要件に合った設備・器具の設計・保管
- ② 運搬業務中の衛生管理・温度管理・食品汚染予防に係る対応手順遵守

**【出荷業者との契約内容に応じて】**

- ① 受領業者に出荷業者から指示された温度提示
- ② 出荷業者・受領業者に実際の温度管理状況を証明
- ③ 出荷業者に積み荷前の積み荷状況や清掃状況の情報提示
- ④ 清掃・殺菌消毒・検査手順等の文書化

**積込業者**

**【出荷業者の指示書に基づいて】**

- ① 積み荷前に衛生状態・冷却状態確認
- ② 指示書の要件に合った設備・器具の設計・保管

**米国**

**出荷業者B**

(輸入業者、食品製造メーカー等)

※実質的に米国内の陸路の輸送・積込みの衛生管理に指示できる者

**輸入業者、食品製造メーカー等**

※実質的に米国内の陸路の輸送・積込みの衛生管理指示の権限なし

**【出荷業者で準備する指示書】**

- 1) 輸送・積み荷に関連する車両・設備・器具に関する設計・保管に関すること
- 2) 運搬業務中の衛生管理・温度管理・食品汚染予防に係る対応手順

(※) その他別途運搬業者と契約を締結し、温度管理状況等を確認する可能性も想定。

**非米国**

**輸出業者、食品製造メーカー等**

※米国内の陸路の輸送・積込みの衛生管理指示の権限なし

**出荷業者A**

(輸出業者、食品製造メーカー)

※実質的に米国内の陸路の輸送・積込みの衛生管理に指示できる場合

**【免責事項】**

本報告書は、2016年4月7日現在作成されたもので、今後精査を継続する中で、予告なく内容に変更の可能性がある点御留意をお願いいたします。また、日本企業、日系企業への情報提供を目的としたものであり、法律上のアドバイスではありません。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。